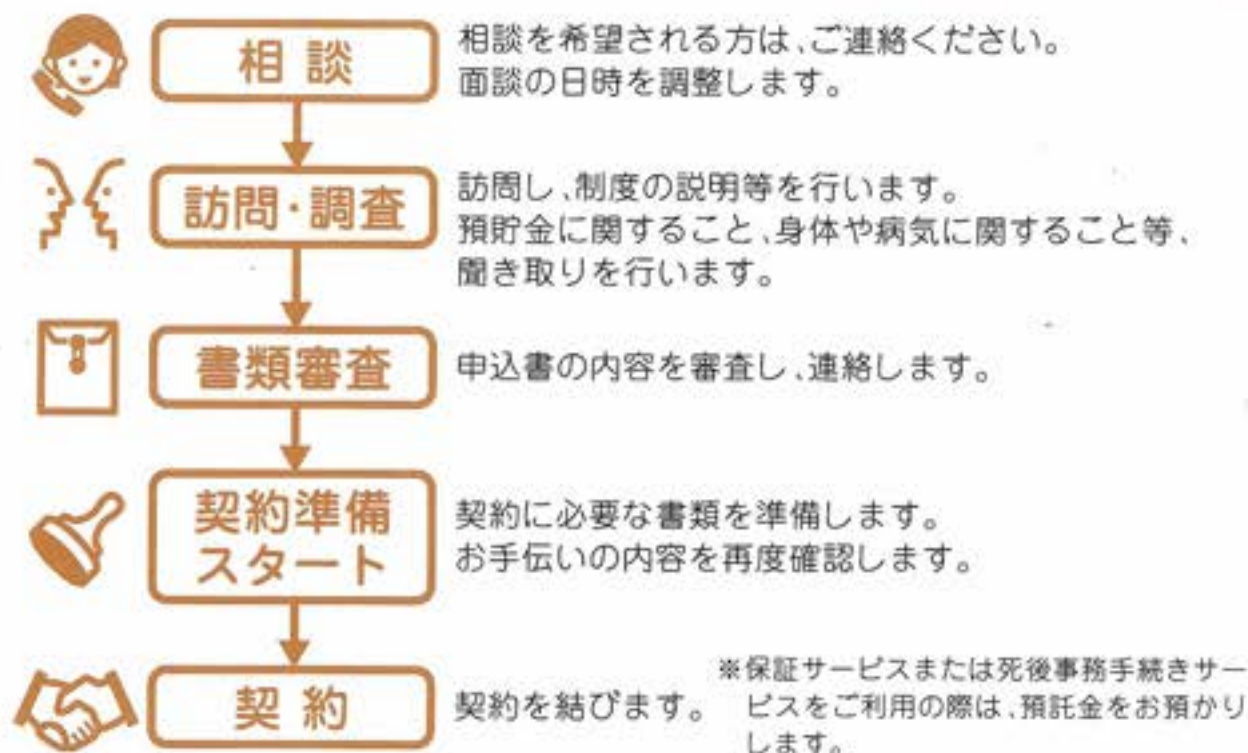


ご利用までの流れ



まずは、越谷市社会福祉協議会
「成年後見センターこしがや」にご相談ください。

越谷市社会福祉協議会
「ハートン」



ご相談・お問い合わせ

社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会

成年後見センター
こしがや

〒343-0813
越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
越谷市中央市民会館1階

☎048-966-2281

FAX 048-965-3855

越谷市協

<http://www.koshigaya-syakyo.com>

受付時間 月曜日から金曜日までの
午前8時30分から午後5時まで（祝日・年末年始は除く。）

ご案内図



平成28年8月発行

住み慣れた「越谷」で、安心した生活を

「不安を安心」へ
わたしの未来計画

孤立防止事業

みまもり
あんしん
事業

埼玉県共同募金会「共同募金重点助成事業」



一緒に考え
ましょう。

相談は無料です。
お気軽にご相談ください。
あなたの秘密は守ります。

どうしよう困ったな

- ☑ 入院・入所時に、保証人になってくれる人がいない。
- ☑ 定期的に見守りをしてほしい。
- ☑ 自分が亡くなったとき、葬儀等を頼む人がいない。
- ☑ 信頼できるところに任せたい。

社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会

成年後見センターこしがや

事業の目的

親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象に、孤立せず、地域で安心して自立した生活が送れるようお手伝いをします。



サービス内容

基本事業

みまもりサービス (必須サービス)



定期的に自宅を訪問し、見守りと安否確認をします。
日常生活の相談・情報提供および助言をします。



選択事業

あんしんサービス

個別支援サービス

日常生活支援



- 日常生活上の手続き支援を行います。
- 日常的な金銭管理を行います。

臨時の支援



- 入院する際、入院中必要となる物品をお届けします。
- 入院中の自宅に届いた郵便物をお届けします。
- その他、臨時で必要となる事務手続きおよび支払い手続きを行います。

公正証書遺言書作成支援



- 公正証書遺言書の作成に必要な書類等の手続き支援を行います。
- 公証役場へ同行します。
- 専門職の情報提供や相談窓口へ同行します。

死後事務手続きサービス

葬儀、埋葬等手続き支援



- 死亡時の葬儀、埋葬等に要する手続き支援を行います。
 - 預託金による葬儀、埋葬費用の支払い手続きを行います。
- ※時間外は、電話対応のみとなります。

その他必要と認められる手続き支援

- 利用者と協議のうえ、特に必要と認められる費用の支払い手続きを行います。

保証サービス

病院入院時保証



- 入院する際、指定連絡先等へ連絡します。
 - 入院する際、入院中、退院する際の説明の立ち会いおよび保証人に準ずる事務手続きを行います。
 - 預貯金から払戻しができないとき、預託金による入院費用の支払い手続きを行います。
- ※時間外は、電話対応のみとなります。

施設入所時保証



- 入所説明時の立ち会いおよび保証人に準ずる事務手続きを行います。
- 預貯金から払い戻しができないとき、預託金による入所費用の支払い手続きを行います。

書類等預かりサービス

日常書類等の預かり



- 日常的に使用する通帳等を預かります。
 - 入院する際の貴重品等を預かります。
- ※お預かりする通帳は原則1冊、預貯金額は、おおむね100万円以下です。

重要書類等の預かり



- 重要書類等(年金証書、権利書など)を預かります。
- ※現金、貴金属は対象外です。

利用できる方

65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯で、次のすべてに該当する方

- ☑ 越谷市内に住所があり、現にお住まいの方
- ☑ 親族に支援者がいなく、将来に不安を抱えている方
- ☑ 契約の内容を判断することができる方
- ☑ 生活保護を受けていない方

利用料

入会金 10,000円

会費 月額/5,000円(月の途中での返金はしません。)



サービス利用料

	サービス内容	利用料	預託金
みまもりサービス 基本事業	みまもりサービス (必須サービス)	月2回まで無料 月3回目以降は 1,200円/回 (1回1時間まで)	
	個別支援サービス	1,200円/時間 以降30分ごとに 600円加算	
あんしんサービス 選択事業	保証サービス	病院入院時保証 施設入所時保証	450,000円以上 3,000,000円以下 預託金の5% 600,000円以上 3,000,000円以下
	死後事務手続きサービス	葬儀、埋葬等 手続き支援 その他の 手続き支援	葬儀、埋葬に必要な 経費(業者見積もり額) 利用者との協議のうえ、 定める額
	書類等預かりサービス	10万円に預託金の 5%を加算した額	
	書類等預かりサービス	1,000円/月	

※「保証サービス」「死後事務手続きサービス」「書類等預かりサービス」を利用するときは、引受人(推定相続人)または公正証書遺言書において遺言執行者の指定が必要です。

※援助の移動に係る交通費は、利用者負担となります。